

令和8年度
海洋技術振興事業補助金募集要項

受付期間 令和8年7月21日(火) ～ 令和8年8月7日(金)

申請書提出先 公益財団法人 長崎県産業振興財団 佐世保事業所
〒857-0043

佐世保市天満町1-27 県北振興局天満庁舎6階
TEL0956-25-2149 FAX0956-25-9317

申請書の提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は 8月7日(金)17時必着でお願いします

※申請前に必ず申請企業様にご相談・ご連絡をお願いいたします。

※申請書は財団HP「よかネット長崎」<http://www.joho-nagasaki.or.jp>
よりダウンロードをお願いします。

目 次

海洋技術振興事業補助金について

1. 事業目的
2. 対象者(対象地域)
3. 対象技術分野
4. 補助率・補助限度額
5. 補助対象期間
6. 対象経費
7. 申請手順等
8. 審査会
9. スケジュール
10. その他

(別 添)

海洋技術振興事業補助金交付申請書【様式第1号】

補助事業計画書【様式第2号】

誓約書【様式3号】

令和 8 年度 海洋技術振興事業補助金

1. 事業の目的

長崎県の海洋技術の開発・海洋産業振興を目的とした、産学官連携による技術開発を進める中小企業を支援する。

2. 対象者(対象地域)

製造業・機械設計業・情報サービス業を1年以上営み、かつ県内の下の地域に本社又は事業拠点を有する中小企業(※みなし大企業は除く)で、大学等の学術機関または公設試等との共同研究を条件とする。

○海洋技術振興基金にもとづく技術開発委託事業対象地区

長崎市・佐世保市・大村市・諫早市・松浦市・西海市・平戸市・島原市・雲仙市・南島原市
佐々町・川棚町・波佐見町・長与町・時津町・東彼杵町

※「県内中小企業等」とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者

※「大学や高専・公設試等」とは、国立大学法人法第2条第1項の規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学、高等専門学校、大学共同利用機関、国立研究開発法人、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、並びに公益財団法人をいう。

3. 対象技術分野

地域産業の高度化及び地域に求められる海洋技術の研究に関するもの

- ア 造船技術
- イ 海洋環境の保全技術
- ウ 海洋資源の活用技術
- エ 海洋 DX 技術
- オ その他、海洋に関する技術

4. 補助率・補助限度額

補助率	補助限度額
申請を行う中小企業 2/3 以内	1件あたり500万円
大学・高専・公設試等が対象となる共同研究経費については定額補助 10/10	大学や高専、公設試等が対象となる共同研究経費の定額補助については250万円を上限とする。

※申請書は主たる企業がまとめて提出をしてください。交付決定はそれぞれにおこないます。

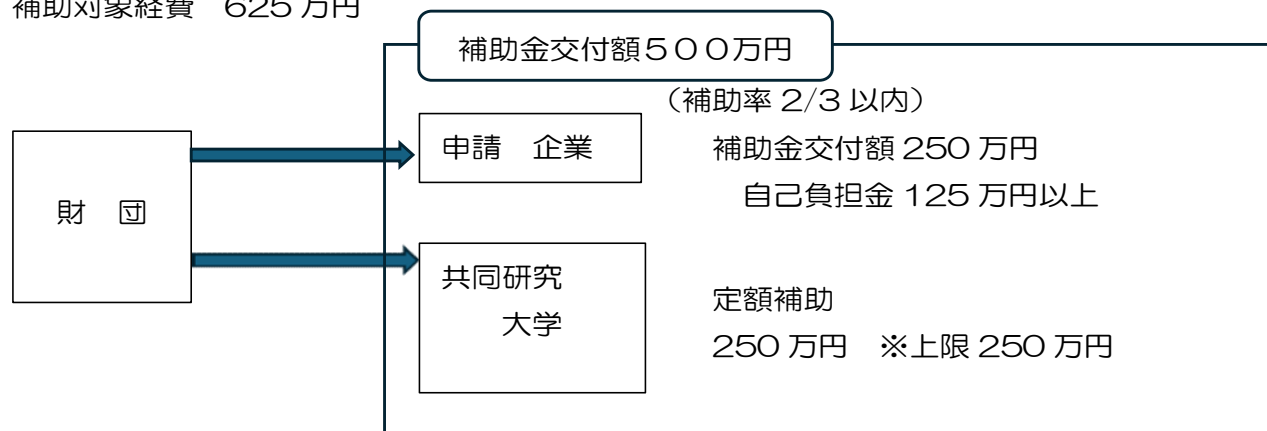
※千円未満の端数は切捨て

補助率・補助金のモデルケース

※モデルケースに示した金額はイメージです

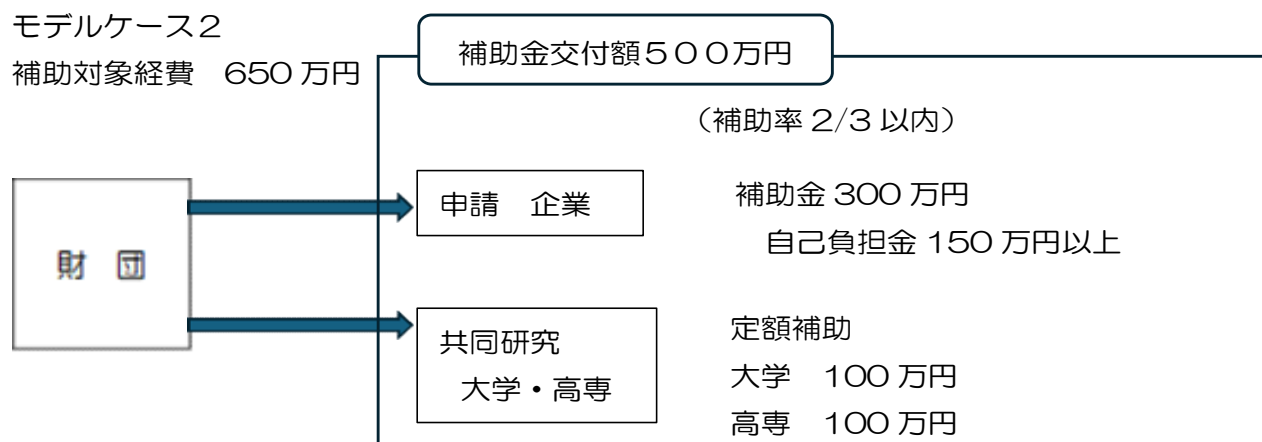
モデルケース1

補助対象経費 625 万円



モデルケース2

補助対象経費 650 万円



※交付決定後は、学術機関、公設試に経費流用はできません

5. 補助対象期間

2年度以内(交付決定通知書に記載する事業開始の日から令和 10 年 2 月末日まで)

※土日祝祭日の場合は、直前の平日

6. 補助対象経費

対象科目	内容（※は留意点）
人件費	研究開発に関する業務及び研究開発計画の運営管理に関する業務等の補助事業に直接従事した者に対する給与その他手当に関する経費 人件費及び補助員人件費単価は、原則、健保等級ルールに基づいて算定することとします。健保等級ルールの詳細については、別紙の人件費計算にかかる実施細則をご確認ください
旅費	人件費に計上した者及び委員等の旅費、滞在費及び交通費。 各社の旅費規程等により算定された経費

物品費	研究開発に必要な機械、装置、什器、備品等の購入、製造、改良、据付け、保守又は修繕に要する経費 ※汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費は対象外 例：デジタルカメラ・パソコン・スマートフォン・プリンター等
消耗品費	試作・改良に直接使用する主要原材料、及び試作品に組み込む装置や開発するシステムを制御するために必要な使途が特定できる、主要原料、主要資材、消耗品等 ※消耗品費に該当する物品の購入は、耐用年数1年未満または取得単価が10万円（税抜き）未満のものとなります（耐用年数1年以上かつ取得単価が10万円（税抜き）以上のものは機械装置備品費となります）。 ※消耗品を組み合わせて自ら装置を製作する場合であって、耐用年数が1年以上、費用の合計が10万円（税抜き）以上になる場合は、機械装置備品費として計上する必要があります。 ※本事業により購入した資材等は補助対象期間内にすべて使い切るようにしてください。
外注費	必要な原材料等の再加工・組立またはその他の作業等を社外へ発注するために支払われる経費 設計等の外注費等 ※経費の1/2 超えないこと
レンタル料・リース料	製品やシステムの開発プロジェクトに直接紐づく IT ツールやインフラの利用料・運用費 ※開発対象製品にのみ使用する CAD ソフト、シミュレーションツール、ハードウェアのレンタル、リース料
検査・分析費	研究開発に必要な分析・検査に必要な経費

※経費全般に関する留意事項

ア 事前着手は原則として認めません

イ 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければなりません

ウ 補助事業により取得した物品等については、補助事業が完了した日の会計年度の終了後5年間保存しなければならない

7. 申請手順等

(1)申請先

〒857-0043 佐世保市天満町 1-27 県北振興局天満庁舎 6 階

公益財団法人 長崎県産業振興財団 佐世保事業所

(2)申請受付期間(土日・祝祭日を除く) 9時から17時まで

令和8年7月21日(火)から令和8年8月7日(金) 17 時

※申請前に必ず申請企業様をご相談・ご連絡をお願いいたします。

※申請書は財団HP「よかネット長崎」<http://www.joho-nagasaki.or.jp> よりダウンロードをお願いします。

(3)申請書類 ※は留意点

ア 海洋技術振興事業補助金交付申請書【様式第1号】

イ 補助事業計画書【様式第2号】

※提出は主たる申請企業がおこなってください。

※アドバイザーを含めて記載をお願いします。(アドバイザーを招聘する謝金・旅費については、財団が負担します。ただし審査会の出席については対象外とします。)

ウ 会社(大学等)案内等事業概要が分かるパンフレット類

エ 県税に未納がないことを証明する納税証明書

オ 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書

※申請日より3ヶ月以内に発行されたもの

カ 直近2ヶ年の決算報告書

(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の明細、株主資本等変動計算書)

キ 誓約書【様式3号】

ク その他理事長が必要と認める書類

※提出部数は各 1 部(カラー・白黒どちらでも可)

※用紙サイズは A4 片面で統一し、左上1箇所でクリップ止めしてください。ホッチキス止め不可

※なお、審査委員に審査資料として配布する資料は、すべて白黒印刷となりますのご留意ください。

8. 審査会

(1) 事務局において提出された申請書類の応募要件等を確認し、要件を満たしていない場合は審査を受けることができません。

(2) 財団が設置する審査会(外部有識者等により構成)において、応募者によるプレゼンテーションと質疑応答により審査をおこない採択者を決定します。

※審査項目と審査の観点

審査項目	審査の観点
1. 新規性・独創性	研究開発対象の技術が、新規性、独創性又は革新性を有すること。また、知財戦略を踏まえた技術開発であること。 ※ 新規性とは・・・国内初でなくても、技術の組み合わせや創意工夫、プロセスの改善なども含む。
2. 目標値の妥当性	研究開発目標値(数値等)が適切な目標(川下製造業者等の抱える課題及び要請を踏まえた目標)であること。
3. 目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容	目標達成のための課題が明確で、その解決方法が適切であること。また、課題を解決するための研究開発の期間と進め方及び体制が適切であること。
4. 研究開発の波及効果	研究開発の成果が他の技術や産業へ波及的に影響を及ぼすこと。特に、研究開発の成果によって新たな事業への展開の可能性が高く、先進性、波及効果が高く見込まれるものを評価する。
5. 事業化計画の妥当性と波及効果	事業化計画が、下記の点を踏まえた具体的、かつ、妥当な内容になっているか。 ・想定する国内、海外市場(現状、今後の動向)・川下製造業者等(顧客)ニーズ ・販売促進戦略・知財戦略 ・事業化が達成された場合において、様々な産業に経済効果を及ぼすこと。

(3) 採択結果は郵送にて通知します。

(4) また、原則として、採択決定となった場合には、企業名・事業テーマを公表します。

9. スケジュール

- ・7月21日(火)申請書類受付開始
- ・8月 7日(金)申請書類受付締切
- ・8月中旬 要件確認・事前調査
- ・8月下旬 審査会開催・採択案件決定
- ・9月上旬 交付

(注)上記月以降のスケジュールは目安であり、諸般の事情により変更になる場合があります。

10. その他

海洋技術振興補助事業期間内に同一の事業内容で国や地方公共団体、独立行政法人等から補助金、助成金の交付を受けている、または受けることが決まっている場合等は対象となりません。

また、予算の都合により助成金額が減額される場合があります。

お申し込み・お問い合わせ先

(公財)長崎県産業振興財団 佐世保事業所 担当:藤澤

佐世保市天満町1-27 県北振興局天満庁舎6階

TEL(0956)25-2149 FAX(0956)25-9317

E-mailsasebo@joho-nagasaki.or.jp

URL <http://www.joho-nagasaki.or.jp>